

お客さま各位

スーパーアルカ 契約規定の改定について

2024年9月9日（月）より、スーパーアルカ「北洋銀行カードローン契約規定」を下記のとおり改定いたします。なお、変更にあたってのお客さまの手続きは不要です。

記

1. 改定する規定

スーパーアルカ「北洋銀行カードローン契約規定」

※2024年9月9日（月）以降に契約が成立した方が対象となります。

2. 改定内容

改定条文	項目	改定前	改定後のお取り扱い		
第7条 (利息・ 遅延損害 金)	1	(1)この取引による貸越金の利息は付利最低残高を1,000円、付利単位を100円とし、毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に所定の利率および計算方法により計算のうえ貸越元金に組み入れることに同意します。 (2)前号の組み入れにより貸越極度額を超える場合には、直ちに貸越極度額を超える金額を支払います。 (3)銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して借入利率(365日の日割計算)の割合による遅延損害金を支払います。	(1)この取引による貸越金の利息は付利最低残高を1,000円、付利単位を100円とし、毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に所定の利率および計算方法により計算のうえ貸越元金に組み入れることに同意します。ただし、 原契約成立日から原契約成立月翌月9日(銀行休業日の場合は翌営業日)までに初回借入が行われる場合の1回目の貸越金の利息は、原契約日が1日～9日の場合、原契約月翌月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に貸越元金に組み入れ、原契約日が10日～月末の場合は原契約月翌々月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に貸越元金に組み入れします。 (2)前号の組み入れにより貸越極度額を超える場合には、直ちに貸越極度額を超える金額を支払います。 (3)銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して借入利率(365日の日割計算)の割合による遅延損害金を支払います。		
	2	(1)金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、貴行は利率および損害金の割合を一般に行われる程度のもにに変更することができるものとします。 (2)貴行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は借入利率と同じとします。 (3)第1号による利率変更の内容は貴行の店等に表示するものとします。	同左 同左 同左		
第9条 (定例返 済)	1	私は約定返済日(銀行休業日の場合は翌営業日)の前日現在の当座貸越残高に応じて、毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)までに次のとおり返済するものとします。	私は約定返済日(銀行休業日の場合は翌営業日)の前日現在の当座貸越残高に応じて、毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)までに次のとおり返済するものとします。		
		約定返済日前日 現在の当座貸 越残高	約定返済金額	約定返済日前日 現在の当座貸 越残高	約定返済金額
		1千円未満	約定返済日前日の当座 貸越残高	1千円未満	約定返済日前日の当座 貸越残高
		1千円以上2千 円未満	1千円	1千円以上2千 円未満	1千円
		2千円以上10万 円以下	2千円	2千円以上10万 円以下	2千円

	10万円超 100万円以下	約定返済日前日の残高が10万円増すごとに2千円を追加(例:10万円超 20万円以下の場合4千円、20万円超 30万円以下の場合6千円)	10万円超 100万円以下	約定返済日前日の残高が10万円増すごとに2千円を追加(例:10万円超 20万円以下の場合4千円、20万円超 30万円以下の場合6千円)
	100万円超 200万円以下	3万円	100万円超 200万円以下	3万円
	200万円超 800万円以下	約定返済日前日の残高が100万円増すごとに1万円を追加(例:200万円超 300万円以下の場合4万円、300万円超 400万円以下の場合5万円)	200万円超 800万円以下	約定返済日前日の残高が100万円増すごとに1万円を追加(例:200万円超 300万円以下の場合4万円、300万円超 400万円以下の場合5万円)
	800万円超	10万円	800万円超	10万円
			<p>ただし、原契約成立日から原契約成立月翌月9日(銀行休業日の場合は翌営業日)までに初回借入が行われる場合の、1回目の約定返済は以下のとおりとします。</p> <p>(1) 原契約日が1日~9日の場合は、原契約月翌月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)までに返済するものとします。</p> <p>(2) 原契約日が10日~月末の場合は、原契約月翌々月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)までに返済するものとします。</p>	
2	<p>第1項に定める約定返済金額は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができるものとします。この場合は、貴行は変更後の約返済金額、および変更日時を利用者に通知するものとします。</p>		同左	

3. 改定日

2024年9月9日(月)

4. 旧契約規定にて契約同意を行い、契約の成立日が2024年9月9日(月)以降となったお客さまについては新契約規定が適用となります。

以上